**入札契約制度の改善について**

**「大阪府都市基盤施設長寿命化計画（素案）」P74抜粋**

6.3.2　入札契約制度の改善

(1)　検討の方向性

・有事の際の現場技能者確保（安定的雇用の確保）の観点から、地域単位での各施設の維持管理業務を長期継続包括的に契約するしくみの検討が必要である。

・電気機械施設の維持管理は、維持管理技術者の育成や確保等どうしていくかという視点が必要である。

・損傷原因や劣化要因は複合的なものであるため、維持管理業務にメーカーの技術を積極的に取り入れることは有意義であると考えられる。

・点検する会社が変わった場合、点検表により点検項目が決まっていたとしても、点検に対する視点（基準）が変わることがある。維持管理業務では、受託業者（企業等）に継続性や責任をもって点検をしてもらうといったことも必要である。

6.3.2　入札契約制度の改善

(1)　基本認識

１）大阪府では、単価契約を活用して緊急時の舗装補修や橋梁補修などに対応しているが、雪寒対応など業務の平準化が困難な業務については、受注を控える企業が多く、受注業者の確保並びに安定した維持管理業務の確保が求められる。このため、大阪府では、単価契約の受注実績を他工事の評価項目として取り入れるなど、受注業者の保護育成並びに安定的かつ継続的な維持管理業務に努めているが、さらに有事の際の現場技能者を確保（安定的雇用の確保）する観点から、地域単位における維持管理業務を包括的かつ継続的に契約するしくみの検討などが必要である。

２）河川・海岸施設である水門・排水機場や下水処理場などにある機械・電気設備は、これらが稼働して初めてその機能を発揮するものであり、いつでも稼働できる状態に保つような維持管理が必要である。そのためには、効率的・効果的な維持管理を持続して行える実施体制が重要であり、維持管理業務の一部を外部委託して行う場合には、発注者としての人員の確保、実施体制の確立が重要である。

　　　また、設備点検では点検項目を予め定めていたとしても、実際に点検を実施する人によっては、点検に対する視点（基準）が変わることがあり、点検履歴としての評価を行えないということが発生し得ると考えられる。そのため、設備の維持管理においては、点検業務に対する継続性を各々が意識することが重要であり、このような点を配慮した仕組みについても検討しておくことが必要である。

(2)基本的な考え方

　１）入札契約制度の改善については、「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について　答申（平成25年12月、社会資本整備審議会・交通政策審議会）」や、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年6月　公布・施行）（以下「改正品確法」という。）」などで触れられており、国としても今後の課題であると認識している。また、維持管理に関する新しい入札契約制度としては、「地域維持型契約」が、国の主導で進められており、各地で導入（試行）が進んでいる。

大阪府としても、「改正品確法」の運用に関する国の動向なども踏まえ（見極め）、入札契約制度の改善を進めていくことが必要である。

2) 機械・電気設備の維持管理を持続的に行っていくには、適切な維持管理を推進することのほか、これら維持管理を適切に実施する実施体制が重要であり、その基本的な考え方を以下に示す。

a)維持管理業務の実施体制

維持管理業務は、大阪府職員自ら実施する方法と点検業者等へ外部委託して実施する方法があり、各々事業特性、業務内容に応じて実施することが必要である。

大阪府職員自ら実施する場合においては、各設備の特徴・特性を熟知した職員の養成、維持管理業務を行う人員の確保など、維持管理業務の確実性、継続性を考慮した人員体制が必要となる。

点検業者等へ委託して実施する場合においては、維持管理業務を外部委託する際の契約手法の工夫や業務の確実性・継続性の視点から、点検業者等が責任を持って、実施できるような仕組みづくりが必要である。

b)維持管理業務の外部委託

設備の維持管理業務においては、各設備の清掃、機械設備等への給脂などの比較的簡易な業務から、分解整備等の技術的に高度な業務にいたるまで、幅広いものである。

そのため、これら維持管理業務を外部委託する場合には、業務内容に応じた点検業者等の選定を適切に行うことが必要である。特に、損傷評価、精密点検、設備の分解整備等といった業務においては、これら設備を製作したときの設計思想や非常に高度な知識が必要であり、製作会社等に特定して契約を行うことも必要である。

また、維持管理業務の継続性等を考慮すると、ある一定期間長期的に契約を行うことは、持続可能な維持管理体制として有効な手法と言える。

表 0.1　維持管理業務の内容に応じた契約手法例

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 業務項目 | | 業務内容 | 契約手法 |
| 保守業務 | ①日常メンテナンス | 日常保守業務  機器清掃、給脂、簡易点検、簡易修繕、動作確認など | 一般競争入札 |
| ②特殊メンテナンス | 特殊保守業務  　精密点検、オーバーホールなど | （製作会社への）  特命随意契約 |
| 補修業務 | ③主要機器  （特殊機器） | 機器の補修業務  　システム機器の補修、特殊  機器の補修など | （製作会社への）  特命随意契約 |
| ④その他機器  （汎用機器） | 機器の補修業務  　消耗部品の交換、汎用機  器の取替など | 一般競争入札 |

以下に外部発注する場合の留意点を示す。

維持管理担当者は対象とする機械・電気設備の設置目的となる機能を充分理解する。

必要な業務内容等を整理、検討する。

業務内容に応じた業者選定（契約手法）を選択する。

公共事業であることから、特に特命随意契約を選択する場合においては、業務内容を整理し、特定者に委託せざる得ないことを第三者に説明が行えるようにしておくことが必要である。

C)維持管理業務の継続性

設備の維持管理業務では、設備を設置してからの点検状況（結果）やこれまでの修繕などの業務履歴を理解した上でなければ、現在の状況を正確に判断することができないものである。そのため、維持管理業務に携わる者は、維持管理業務に対する継続性を常に意識するとともに、次のような点に留意しておく必要がある。

* 機器の損傷、不具合などが発生した場合、製作会社への調査等を積極的に行い、損傷、不具合に至った原因を可能な限り究明し、次への対処に活用していく。
* 機器の損傷、不具合などの情報は、都市整備部内の同様な業務に携わる者と共有できるようにし、活用していく。
* 点検業務においては、点検表等により点検内容が定まっていても、実際に点検を実施する点検者が異なると点検に対する視点（基準）が異なることがあることに注意する。

例）振動測定の場合

測定の方法、測定機器、測定する場所、測定のタイミング、測定結果に対する評価等が異なってくる。

* 点検に対する視点（基準）が異なって取得した点検結果データは、データの継続性を考えると、意味の無い使用できないデータとなってしまうことがあるため注意する。

＜外部委託する場合＞

* 点検に対する視点（基準）を含め、点検内容、点検方法について、十分理解しておく必要がある。
* 維持管理担当者が変更となる場合は、点検業者と一緒に、点検内容、点検方法の引き継ぎをしっかりと行う。
* 点検業者が変更となる場合は、維持管理担当者が新旧の点検者と一緒に、点検内容、点検方法の引き継ぎを行う。

点検の継続性を考慮し、長期継続契約を検討すること。

# **＜参考資料＞**

## **今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について　答申**

上記答申では、以下のとおり述べられている。



## **公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（概要）**

## **新しい入札・契約制度の事例**



## **地域維持型契約方式について**









